

(3) 路線や交通結節点の位置づけと方向性

公共交通における広域幹線、地域間幹線、支線等の役割を次のとおり定める。

分類	機能・役割	交通機関	該当する路線・エリア等	確保・維持策
広域幹線	行政区域を越えた広域的な移動、交流、連携を支える路線	鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR佐世保線 ・ JR大村線 ・ MR全線 	交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保
		路線バス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐世保駅前～吉井（妙観寺経由） ・ 吉井～佐世保駅前（知見寺経由） ・ 伊万里駅前～佐世保駅前 ・ 佐々バスセンター～江迎 ・ 嬉野バスセンター～佐世保駅前 ・ 嬉野医療センター～佐世保駅前 ・ 佐世保駅前～世知原 ・ 佐世保駅前～松浦駅前 ・ 佐世保駅前～平戸栈橋 ・ 西海橋西口～総合医療センター入口 ・ 西海橋西口～西高校入口 	地域公共交通確保維持事業（幹線補助）を活用し持続可能な運行を目指す
		航路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐世保～上五島航路（宇久島を除く） ・ 佐世保～大島・池島航路 ・ 佐世保～横瀬・川内航路 ・ 佐世保～相浦～津吉航路 	交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保
地域間幹線	市内の拠点間を結び、主に市内の交流、連携を支える路線	路線バス	佐世保市内を運行する全路線	交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保
		航路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐世保～上五島航路（宇久島） ・ 相浦～黒島・高島航路 	交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保
支線	市内の最寄り拠点までの移動を担い、広域幹線や地域間幹線を補完する路線	コミュニティバス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大野地区（地域内フィーダー系統） 	地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用し持続可能な運行を目指す。交通事業者及び地域と連携した取組により一定以上の需要を確保。
その他	支線が運行していない時間帯の需要や、きめ細かい需要に対応するサービス	タクシー 海上タクシー デマンドタクシー	佐世保市内	交通事業者等と移動需要等の情報共有を図り、一定以上のサービス水準を確保

(4) 地域公共交通確保維持事業の必要性

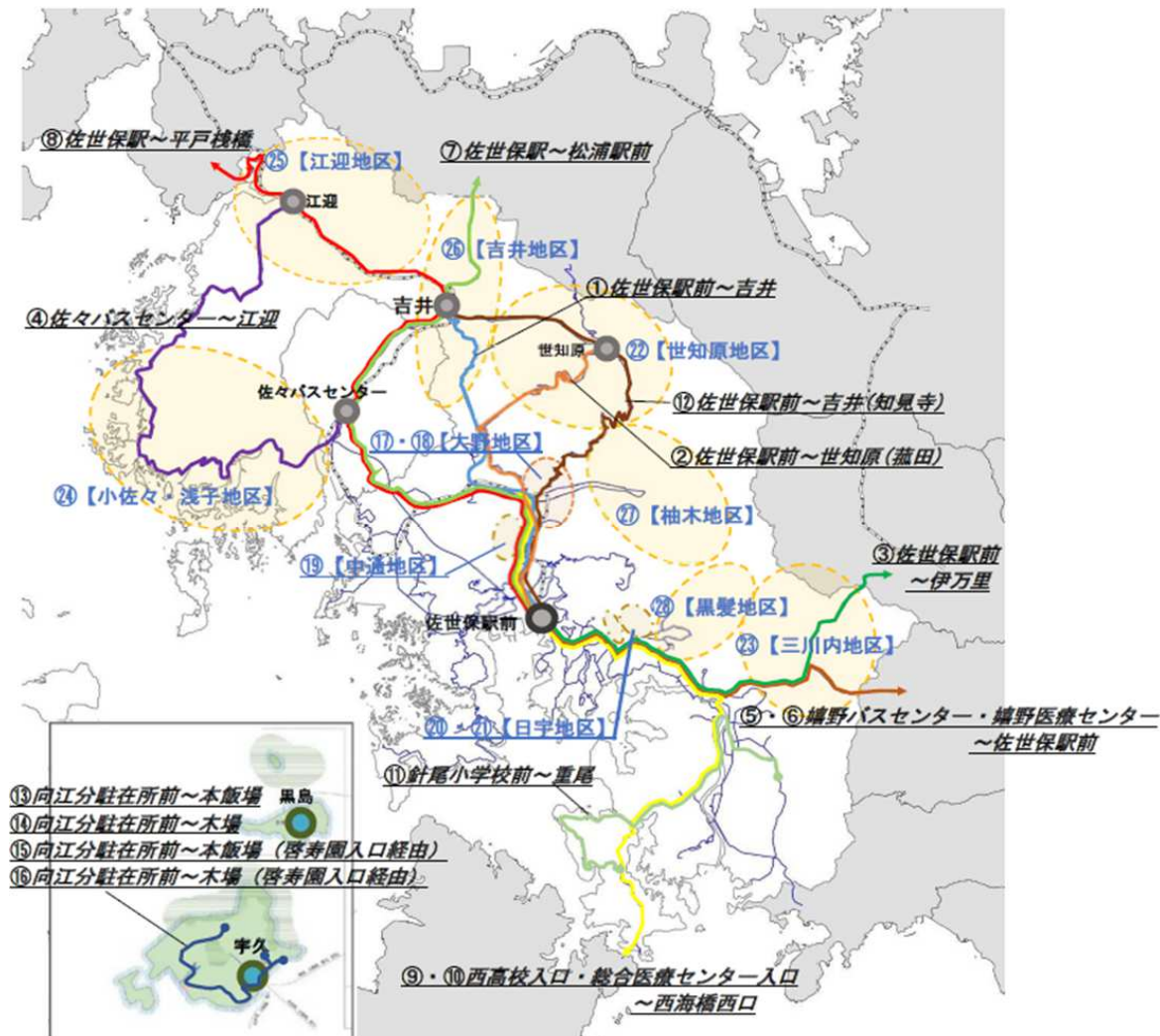
(幹線補助)

- 広域幹線として、市民の通勤や通学、買い物等の日常生活において結びつきが強い佐々町、平戸市、松浦市との間の移動を担っている。
- 沿線人口が減少する中で、観光をはじめとした交流に係る需要の取り込みを図りつつ、地域内交通と広域幹線との連携を強化する上で特に必要な役割を担っている。
- 一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保する必要がある。
- また、これら地域間幹線としての路線を維持し、利用者ニーズに応えることができるように、停留所等の環境整備やノンステップ、ユニバーサルデザイン車両や電気車両等といったバス車両の導入について、路線バス事業者等とともに検討し、導入を進めていく必要がある。

(フィーダー補助)

- 路線定期運行型等の超小型乗合バス等により、市内の最寄り拠点施設までの移動や広域幹線並びに地域間幹線に接続する役割を担っている。
- また、特に、地域内での通院や買い物といった生活需要施設への移動や交通不便地域からの移動に欠かせない移動手段である。
- 一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保する必要がある。
- また、これらフィーダー系統路線を維持し、利用者ニーズに応えることができるように、ノンステップ、ユニバーサルデザイン車両や電気車両等といったバス車両の導入について、路線バス事業者等とともに検討し、導入を進めていく必要がある。

図：幹線・支線ネットワーク図(佐世保市)



(5) 地域公共交通確保維持事業及び実施主体

番号	事業者名	系統名	起点	終点	事業許可区分	運行態様	実施主体	補助事業の活用
①	西肥自動車(株)	吉井妙観寺線	佐世保駅前	吉井	4条乗合	路線定期運行	交通事業者	幹線補助
②	西肥自動車(株)	世知原菟田線	佐世保駅前	世知原	4条乗合	路線定期運行	交通事業者	幹線補助
③	西肥自動車(株)	佐世保伊万里線	伊万里駅前	佐世保駅前	4条乗合	路線定期運行	交通事業者	幹線補助
④	西肥自動車(株)	楠泊線	佐々バスセンター	江迎	4条乗合	路線定期運行	交通事業者	幹線補助 減価償却費補助
⑤	西肥自動車(株)	佐世保嬉野線	嬉野バスセンター	佐世保駅前	4条乗合	路線定期運行	交通事業者	幹線補助
⑥	西肥自動車(株)	佐世保嬉野線	嬉野医療センター	佐世保駅前	4条乗合	路線定期運行	交通事業者	幹線補助
⑦	西肥自動車(株)	佐世保松浦線	佐世保駅前	松浦駅前	4条乗合	路線定期運行	交通事業者	幹線補助 減価償却費補助
⑧	西肥自動車(株)	佐世保平戸線	佐世保駅前	平戸桟橋	4条乗合	路線定期運行	交通事業者	幹線補助 減価償却費補助
⑨	西肥自動車(株)	佐世保西海橋線	西海橋西口	総合医療センター入口	4条乗合	路線定期運行	交通事業者	幹線補助 減価償却費補助
⑩	西肥自動車(株)	佐世保西海橋線	西海橋西口	西高校入口	4条乗合	路線定期運行	交通事業者	幹線補助
⑪	西肥自動車(株)	口木線	重尾	針尾小学校前	4条乗合	路線定期運行	交通事業者	市単独補助
⑫	西肥自動車(株)	知見寺線	吉井	佐世保駅前	4条乗合	路線定期運行	交通事業者	幹線補助

(5) 地域公共交通確保維持事業及び実施主体

番号	事業者名	系統名	起点	終点	事業許可区分	運行態様	実施主体	補助事業の活用
⑬	宇久観光バス(株)	宇久線 (第1号)	向江分駐所前	本飯良	4条乗合	路線定期運行	交通事業者	市単独補助
⑭	宇久観光バス(株)	宇久線 (第2号)	向江分駐所前	木場	4条乗合	路線定期運行	交通事業者	市単独補助
⑮	宇久観光バス(株)	宇久線 (第3号)	向江分駐所前	本飯良 (啓寿園入口 経由)	4条乗合	路線定期運行 路線不定期運行	交通事業者	市単独補助
⑯	宇久観光バス(株)	宇久線 (第4号)	向江分駐所前	木場 (啓寿園入口 経由)	4条乗合	路線定期運行 路線不定期運行	交通事業者	市単独補助
⑰	西肥自動車(株)	岩下洞穴・瀬戸越団地線	岩下洞穴前	大野モール	4条乗合	路線定期運行	地元住民代表 行政 交通事業者	フィーダー系補助 減価償却費補助
⑱	西肥自動車(株)	才牟田線	上楠木公民館	大野モール	4条乗合	路線定期運行	地元住民代表 行政 交通事業者	市単独補助
⑲	ラッキー自動車(株)	ふれあい号 (中通地区)	北地区公民館	俵町商店街	4条乗合	路線定期運行	地元住民代表 行政 交通事業者	市単独補助
⑳	国際タクシー(株)	すずかけ (日宇地区)	日宇支所前	黒髪バス停	4条乗合	路線定期運行	地元住民代表 行政 交通事業者	市単独補助
㉑	国際タクシー(株)	すずかけ (日宇地区)	日宇支所前	大和町經由 日宇支所前	4条乗合	路線定期運行	地元住民代表 行政 交通事業者	市単独補助
㉒	(有)世知原タクシー	世知原地区	世知原地区内		4条乗合	区域運行	地元住民代表 行政 交通事業者	市単独補助
㉓	(株)SHIROYAMA	三川内地区	三川内地区内		4条乗合	区域運行	地元住民代表 行政 交通事業者	市単独補助
㉔	大和タクシー(株)	小佐々・浅子地区	小佐々・浅子地区内		4条乗合	区域運行	地元住民代表 行政 交通事業者	市単独補助
㉕	大和タクシー(株)	江迎地区	江迎地区内		4条乗合	区域運行	地元住民代表 行政 交通事業者	市単独補助
㉖	大和タクシー(株)	吉井地区	吉井地区内		4条乗合	区域運行	地元住民代表 行政 交通事業者	市単独補助
㉗	ラッキー自動車(株)	柚木地区	柚木地区内		4条乗合	区域運行	地元住民代表 行政 交通事業者	市単独補助
㉘	佐世保観光タクシー(株)	黒髪地区	黒髪地区内		4条乗合	区域運行	地元住民代表 行政 交通事業者	市単独補助